

## 浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浅口市土地開発公社(以下「公社」という。)が所有する分譲地の販売を促進するため、同分譲地の購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)を公社に紹介した個人及び法人(以下「個人等紹介者」という。)に対し、紹介報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(紹介の要件)

第2条 紹介とは個人等紹介者が購入希望者の同意を得た上で浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金申込書(様式第1号)を提出することをいう。

(交付対象者)

第3条 紹介報奨金の交付対象者は、公社に購入希望者を紹介した個人等紹介者とする。ただし、次に該当する者は除く。

- (1) 分譲地購入契約締結者と同一の世帯又は生計を一にする者。
- (2) 浅口市職員(浅口市が構成団体となっている地方公共団体の組合の職員(他の団体から派遣されている職員は除く。))及び他の団体へ派遣されている職員を含む。)
- (3) 浅口市土地開発公社仲介報奨金の交付を申請している者。
- (4) 浅口市暴力団排除条例(平成23年条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有していること。

(仲介報奨金の交付額)

第4条 紹介報奨金の額は、1区画につき200,000円とする。

(交付申請及び時期)

第5条 公社と購入希望者による土地売買契約が成立し、分譲代金及び登録免許税が全額納入され所有権移転登記が完了後、個人等紹介者は浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金交付申請書(様式第2号)を公社へ提出するものとする。

(交付決定)

第6条 理事長は前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し適当と認めるときは、個人等紹介者に対し浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金交付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(紹介報奨金の交付)

第7条 個人等紹介者は前条の交付決定を受けた場合、浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金請求書(様式第4号)を提出するものとする。

2 理事長は、前項の請求書に基づき、速やかに紹介報奨金を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

## 浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金申込書

年 月 日

浅口市土地開発公社 理事長 様

下記のとおり紹介します。

なお、購入希望者はこの紹介について同意済みです。

紹介者	住所
	氏名 <span style="float: right;">⑩</span> TEL
購入希望者	住所
	氏名 <span style="float: right;">⑩</span> TEL
	勤務先 (名称) (所在地)
購入希望地 (○で囲む)	佐方ニュータウン ・ 加茂池団地 区画番号 _____
添付書類	・ 紹介者の世帯全員の住民票1通

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

浅口市土地開発公社 理事長 様

申請者(紹介者)

住所

氏名

印

電話

浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金交付申請書

下記のとおり、浅口市土地開発公社の所有する不動産の所有権移転登記が完了したので、浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金交付要綱第2条の規定により申請します。

記

分譲地名		区画番号	
購入者	住所	〒	
	氏名		
土地売買契約日	年 月 日		
登記完了年月日※	年 月 日		
土地売買契約金額	円		

※登記完了年月日は、公社事務局で記入いたします。

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

浅口市土地開発公社  
理事長 印

浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった分譲地紹介報奨金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 200,000 円

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

浅口市土地開発公社 理事長 様

申請者(紹介者)

住所

氏名

印

電話

浅口市土地開発公社分譲地紹介報奨金請求書

年 月 日付け 第 号により報奨金交付決定の通知を受けた  
分譲地紹介報奨金について、次のとおり請求します。

記

1. 交付請求額 200,000 円

2. 振込先

金融機関	銀行・組合 金庫・農協	本店・支店 支所・出張所
預金の種類	1 普通 2 当座 3 その他	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請者と同一としてください。